最終更新日：2016年12月21日
山陽電気鉄道株式会社
代表取締役社長　上門　一裕
問合せ先：常務取締役経営統括本部副本部長兼ゼネラルマネージャー　荒木　素直　TEL 078-612-2032
証券コード：9052
http://www.sanyo-railway.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、課せられた社会的責任を果たしつつ、株主の皆さまをはじめ、お客さま、従業員、取引先および地域社会等の様々なステークホルダーの利益の最大化をはかることを目的として、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。具体的には、経営の健全化、効率性および透明性を高める観点から、経営の意思決定、業務遂行および監督、さらにはグループの統制、情報開示などについて適切な体制を整備するとともに、必要な施策を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】
当社では、国内外の機関投資家および外国人株主の割合は増加傾向にあるものの、総株主数に対して1%程度と低い割合で推移していることから、現時点では、議決権の電子行使や招集通知の英訳を行う予定はありませんが、今後の株主構成の動向を注視しながら、これらの実施について検討いたします。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】
当社では、外国人株主の割合は増加傾向にあるものの、総株主数に対して1%程度と低い割合で推移していることから、現時点では、英語による情報発信を行う予定はありませんが、今後の情勢の変化によってこの実施についても検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
当社の持続的成長のためには、様々な企業との協力関係構築は必須であることから、「事業活動の連携強化」「取引の円滑化」「地域社会との良好な関係構築」「協業関係の構築・強化」などの点を総合的に勘案し、必要性が認められる株式を保有いたします。
主要な政策保有株式については、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有の意図や合理性の変化・変更の有無について定期的に取締役会において確認することとしております。
また、これらの株式に係る議決権については、当該株式の発行会社の経営状況を著しく毀損する可能性が高い議案でないこと、当社の企業価値向上にも資するものであることという点を考慮して行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社では、関連当事者との取引のうち、取締役および取締役が実質的に支配する法人との利益相反取引については、取締役会での承認を要することとし、その結果について報告を行うこととしております。
それ以外の関連当事者との取引については、金額的に重要性が認められる場合は、同様に取締役会での承認を要することとしております。
また、関連当事者との取引の有無については、定期的に確認を行うこととしております。

【原則3-1 情報開示の充実】
(1)経営理念および中期経営計画については、当社ホームページにおいて開示しております。
経営理念　　URL http://www.sanyo-railway.co.jp/company/rinen.html
中期経営計画 URL http://www.sanyo-railway.co.jp/company/plan.html
(2)コーポレート・ガバナンスの基本方針については、「Ⅰ. 1. 基本的な考え方」のとおりでございます。
(3)取締役および監査役の報酬等については、平成17年6月に役員退職慰労金制度を廃止して以降、固定の月額報酬および役員賞与で構成しております。取締役および監査役の報酬額の決定に関しては、他社水準等も考慮のうえ、株主総会で承認いただいた報酬額の限度額の枠内で支給することとしており、取締役の各人別の月額報酬は、職位や職責を勘案し、社外役員の出席する取締役会での決議で、監査役の各人別の月額報酬は、監査役の協議によって決定することとしております。また、役員賞与については業績等を考慮して、取締役分は社外役員の出席する取締役会での決議で、監査役分は監査役の協議で、それぞれ決定しております。
(4)当社の取締役会では、取締役または監査役として求められる職責を適切に果たすための知識・経験を有しているほか、人格にも優れた者を候補者とする方針としております。また、候補者の決定については、社外役員の出席する取締役会において行うこととしております。
(5)当社の取締役会では、社外取締役および社外監査役の候補者に関する選任理由については、個々の略歴も含めて株主総会参考書類において開示することとしております。また、それ以外の取締役および監査役の候補者については、個々の略歴を株主総会参考書類において開示することとしております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の概要】
当社の取締役会では、取締役会規則に基づき、経営方針を含む経営計画や予算の策定のほか、法令および定款に定められた事項ならびに当社における業務執行上の重要事項等を決定しております。それ以外の業務執行については、社内規定等による職務権限および意思決定ルールに基づいて適切に委任しております。
なお、取締役会に上程される案件および特に重要な案件については、多面的な検討を経て慎重に決定するために常務会を随時開催しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の取締役会においては、会社法および東京証券取引所が定める要件を満たし、社外で培ってきた幅広い経験と豊富な見識を当社経営に活かしていただける人材であるかを、社外取締役および社外監査役の独立性判断基準としております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え方】

当社は、定款において取締役は15名以内、監査役は5名以内と規定しており、現在は、主たる事業である鉄道事業および土地建物事業に加え、グループ会社を含む管理業務を考慮して取締役は9名、監査役は4名の規模としております。
社内取締役については、当社の事業特性も踏まえ、社内で積み重ねてきた経験と知識が豊富であり、かつ、組織運営能力に長けた人材を候補者にすることとしております。
また、社外取締役については、当社と同事業を営むことによって培ってきた幅広い経験と豊富な見識を活かしていただける人材を候補者にすることとしております。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼務状況】
社外取締役・社外監査役をはじめとする取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書において開示しております。
なお、兼任会社数については、現在、各々の業務に支障をきたしていないことから、合理的な範囲に収まっていると判断しております。

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性評価】
2016年4月、全取締役・監査役に対し、取締役会の実効性を分析・評価するため「取締役会の実効性評価のためのアンケート」を実施し、分析・評価を行った結果は、以下のとおりとなりました。
(1) アンケート内容
1.取締役会の構成人数は、事業規模に応じて適正にできているか。
2.取締役会は、知識・経験・能力といった観点でバランスよく構成できているか。
3.社外役員は、監督・助言といった側面で効果的に機能しているか。
4.取締役会の開催頻度は適切か。
5.取締役会の開催にあたって、予め十分な日程調整はできているか。
6.社外役員が取締役会で意見・発言をしやすい雰囲気作りはできているか。
7.取締役会資料において、必要な情報は記載できているか。
8.取締役会での口頭説明は、分かりやすく、かつ、適切な分量となっているか。
9.取締役会において、各議案の審議時間は適切に確保されているか。
10.取締役会は、全体としてその役割・責務を実効的に果たしているか。
11.その他
(2)アンケート結果
1～10について5段階評価を行ったところ、全役員（取締役10名、監査役4名の計14名）の平均は、全ての項目で4.5以上となりました。
また、11は自由記載であり、「予算・決算関係資料における記載の充実」「取締役会資料配付の早期化」といった意見が出されました。
(3)取締役会の実効性評価
全取締役・監査役から取締役会の運営等に関して意見を聴取した結果、当社取締役会は、適切かつ実効性のある運営がなされていると判断いたしました。
今回あがった意見等を踏まえ、取締役会の運営の一層の改善に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング方針】
当社は、新任取締役および新任監査役については、求められる役割と職責を適切に果たすために、会社法やコーポレートガバナンス等の法令の遵守に関して外部セミナーを受講させることとしておりますほか、必要に応じて顧問弁護士等による社内研修を行うこととしております。
また、社外取締役および社外監査役については、当社の事業・財務・組織等に関して説明を行い、当社グループ全体への理解を深めていただくこととしております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社においては、株主様からのお問合せについては、これを統括する経営統括本部長の指揮のもと、当社への直接来社、電話、書面やホームページ等の手段を通じて経営統括本部が受け付けさせていただき、内容に応じて担当部署から回答できるよう、社内部署間の連携を強化しております。
対応いたしました内容については、必要に応じて取締役会にも報告することとしております。
また、ホームページ等を通じて、株主様を含め、広く当社の事業活動や財務状況について理解を深めていただけるように努めております。
株主様との対話の際は、既に公表され公知の事実であることを除き、インサイダー情報に抵触するような情報を外部に流出させないように留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阪神電気鉄道株式会社	19,400,820	17.38
関電不動産開発株式会社	5,606,212	5.02
株式会社三井住友銀行	3,100,521	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,881,000	1.68
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　川崎重工業口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,363,440	1.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,321,000	1.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託神姫バス口)	1,300,000	1.16
三井住友信託銀行株式会社	1,232,000	1.10
鹿島建設株式会社	1,102,500	0.99
モロゾフ株式会社	1,035,000	0.93

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂井信也	他の会社の出身者							○	○	○		

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂井信也	○	同氏は当社の主要株主である阪神電気鉄道株式会社の代表取締役・取締役会長であり、当社は同社との鉄道列車の相互直通運転等に関し、直通区間における列車の運転に関する取引、列車の運転業務等の受託に関する取引および共同駅の使用等に関する取引がありますが、特別な利害関係はありません。 また、当社代表取締役社長である上門一裕は同社の社外取締役として選任されており、相互就任の関係にあります。	当社と同じ運輸交通事業を営むことによって培ってきた幅広い経験と豊富な見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。 なお、阪神電気鉄道株式会社は当社の主要株主(持株比率17.38%)ですが、同社との鉄道列車の相互直通運転等に関し、直通区間における列車の運転に関する取引、列車の運転業務等の受託に関する取引および共同駅の使用等に関する取引がありますが、特別な利害関係はありません。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人による監査に必要に応じ同席するほか、随時、監査に関する報告及び説明を受けております。また、内部監査部門である監査室が、内部監査の結果を監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
籔本信裕	他の会社の出身者													
中森朝明	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
籔本信裕	○	―――	社外で培ってきた幅広い経験と豊富な見識を当社経営に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
中森朝明	○	―――	社外で培ってきた幅広い経験と豊富な見識を当社経営に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、固定の月額報酬と業績等から判断する役員賞与とで構成されております。
当社における役員賞与の割合は約13%で推移しており、同業他社と比較しても過度に低い割合とはなっておりません。自社株報酬については、今後の役員報酬制度の在り方の一つとして研究を行ってまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役・監査役ともに、社内・社外別に各々の報酬額の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

案件の重要性に応じ、資料の事前配布および事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、取締役会と監査役会で業務執行の監督および監査を行っております。
取締役会は、取締役9名（うち社外取締役1名）で構成し、重要事項の決定と業務執行の監督を行い、業務執行の全般的な統制と経営判断の適正化をはかるため、常務会を随時開催し、業務執行上の重要事項を審議しております。
社外取締役については、取締役会において社外の視点からの意見を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ、経営の透明性・公平性の確保が実現できるものと考えております。また、当社と同事業を営むことによって培ってきた幅広い経験と豊富な見識を当社経営に活かしていただくことにより、取締役会における適切な意思決定が可能になるものと考えております。
監査役4名のうち2名の独立性を有する社外監査役を選任することにより、監査体制の強化をはかっております。監査役は、監査役会で決議した監査の方針等に基づき、取締役会や常務会などに出席し意見を述べるほか、業務執行における適法性の監査をするとともに、必要な助言・勧告等を行っております。
また、監査室を設置し、各事業本部およびグループ会社の業務全般について内部監査を実施しております。
当社は、新日本有限責任監査法人による会計監査を受けております。会計監査業務を執行している公認会計士は、佐藤陽子（当事業年度を含む継続関与会計期間2会計期間）および石田博信（当事業年度を含む継続関与会計期間7会計期間）であり、この他、公認会計士3名により、公正妥当な会計基準による適正な監査を受けております。また、顧問契約を締結している弁護士からは、専門分野に応じて適切な助言・指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現状のコーポレート・ガバナンス体制により、公正で効率的な企業経営が行えるものと考えていることから、現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を株主総会日の21日前に発送しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	招集通知のほか、決算短信および財務関係の適時開示情報等を、自社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営統括本部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	山陽電鉄グループ企業倫理規範を制定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
社内規定等に基づき、各担当部門において適切かつ確実に保存および管理を行うこととしており、取締役および監査役が必要に応じて閲覧できる状態を維持している。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の主事業である運輸交通事業の社会的使命に鑑み、事故の絶滅を期すことを目的として、安全管理規程を定め、安全マネジメント態勢を構築している。
組織横断的リスク状況の監視、全社的対応および経営の基本に関するリスク対応は経営統括本部が行う。各事業本部の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行うこととしている。また、業務執行の重要な事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、常務会を随時開催し、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視している。
リスク管理体制として、大規模な事故・災害等が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して対応する。

（3）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること、及び取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「山陽電鉄グループ企業倫理規範」の制定、および監査室に「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、社外の弁護士を「社外通報窓口」としコンプライアンス体制を整備することにより、実効性を強化している。
また、コンプライアンス体制のなかで収集したコンプライアンスに関するリスク管理情報の審議結果については、監査役会に報告するほか、必要に応じて意見を求めている。
取締役の効率的な職務の執行については、社内規定等に基づいた職務権限および意思決定ルールにより適切に行っている。

（4）企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社の取締役の職務の執行状況については、経営統括本部が定期的にまたは必要に応じて、グループ会社の取締役から報告を受けることとしている。
経営統括本部は、グループ会社のリスク情報聴取を定期的に行っており、損失の危険の恐れがある場合には、当該グループ会社と連携して対処にあたることとしている。
経営統括本部は、グループ会社の取締役の効率的な職務の執行を確保するため、各グループ会社に収支計画において経営目標を設定させ、その執行状況を確認しているほか、法務および経理関係業務等に関する指導を行っている。
グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「山陽電鉄グループ企業倫理規範」の制定、および監査室に「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、社外の弁護士を「社外通報窓口」としコンプライアンス体制を整備するほか、監査室がグループ会社の内部監査を実施し、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行うことにより、内部統制の有効性と妥当性を確保している。

（5）監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性、並びに監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助するため、監査室の構成員を監査役の職務を補助する使用人としている。当該使用人は、監査役の行う業務の執行に関しては、監査役の指揮・命令を受ける。
監査室の構成員たる使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命・異動等の人事権に関わる事項の決定には、あらかじめ常任監査役に相談し意見を求めることにしている。

（6）当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社の取締役および使用人は、監査役に回付する書類および報告する事項等について定めた内規に基づき、監査役の職務遂行のため、監査に必要な情報を適切かつ適時に報告する。
内部監査人（監査室）、会計監査人は、監査役会に対し、定期的に監査状況および結果の報告を行っている。
当社の取締役および使用人、ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役および使用人、ならびにグループ会社の取締役、監査役、使用人およびこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。
当社は、上記の監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止している。

（7）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、及び監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は監査役会で決議した監査の方針等に基づき、取締役会や常務会等の重要な会議に出席して意見を述べるほか、監査役の監査の実効性を確保するため、取締役等からその職務の執行状況を聴取すること、重要な決裁書類および帳票類を閲覧すること、主要な工事の竣工検査に立ち会うこと、および主要な事業職場における業務および財産の状況を調査することができる体制を整備している。
また、当社は監査役の職務の執行について生じる費用または債務は、請求のあった後、速やかに処理することとしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固として対決するものとし、その旨を「コンプライアンス推進の手引き」の中で規定し、当社のすべての役員・従業員に周知しております。
また、平時から警察、弁護士等の外部機関と緊密な連携関係を構築するとともに、関連する地域活動や会合にも積極的に参加し、情報の収集にあたっております。有事の際は、関係部署が一体となり、組織的に対応いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

＜当社のコーポーレート・ガバナンス体制および内部統制体制の模式図＞

